

平成19年第3回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成19年9月20日 午前10:00

○閉 会 午後 2:19

○出席議員（20名）

1 番 千 田 正 英	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 児 玉 春 雄
5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄	7 番 佐 藤 恵佐雄
8 番 小 林 悟	9 番 佐 藤 義 久	10 番 赤 平 末次郎
11 番 藤 原 典 男	12 番 佐 藤 幸 孝	13 番 佐 藤 昇
14 番 伊 藤 博	15 番 伊 藤 栄 悦	16 番 菅 原 久 和
17 番 中 川 光 博	19 番 大 谷 貞 廣	20 番 西 村 武
21 番 堀 井 克 見	22 番 藤 原 幸 作	

○欠席議員（1名）

4 番 成 田 進

○説明のための出席者

市 長	石 川 光 男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小 林 洋	総 務 部 長	肥 田 野 耕 二
会計管理者兼会計課長	門 間 鋼 悦	産 業 建 設 部 長	伊 藤 賢 志
水道局長兼水道課長	澤 井 昭	教 育 次 長	山 平 東
市民生活部長	菅 生 一 也	福 祉 保 健 部 長	丸 谷 昇
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	中 泉 作 右 衛 門	総 務 課 長	鈴 木 公 悦
市長公室長	鈴 木 司	財 政 課 長	幸 村 公 明
税 務 課 長	伊 藤 正	産 業 課 長	山 口 義 光
建 設 課 長	鈴 木 利 美	総 務 学 事 課 長	櫻 庭 新 悦
幼 児 教 育 課 長	伊 藤 清 孝	生 涯 学 習 課 長	瀬 下 三 男
市 民 課 長 兼 飯 田 川 総 合 窓 口 セ ン タ ー 長	宮 田 隆 悦	社 会 福 祉 課 長	児 玉 俊 幸
健 康 課 長	小 林 健 一	収 納 課 長	菅 原 龍 太 郎

追分出張所長	鈴木久雄	農業委員会事務局長	田仲茂隆
下水道課長	藤原貞雄	都市整備課長	佐々木博信
国体事務局長	菅原徳志	スポーツ振興課長	根一
生活環境課長	鈴木鋼生	高齢福祉課長	伊藤律子
昭和総合窓口センター長	川上秀佐男	天王総合窓口センター長	三浦喜博
追分地区児童館長	櫻庭久俊		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成19年第3回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成19年9月20日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 諸般の報告（議長、議運委員長）
- 日程第 2 行政報告（市長）
- 日程第 3 議案第55号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第 4 議案第56号 平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 5 議案第57号 平成19年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 6 議案第58号 平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 7 議案第59号 平成19年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 8 議案第60号 平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 9 議案第61号 平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第10 議案第62号 平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第11 認定第 1号 平成18年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成18年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成18年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 5 認定第 5 号 平成 1 8 年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 6 号 平成 1 8 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 7 号 平成 1 8 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 8 号 平成 1 8 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 9 号 平成 1 8 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 1 0 号 平成 1 8 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 1 1 号 平成 1 8 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 1 2 号 平成 1 8 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 1 3 号 平成 1 8 年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 1 4 号 平成 1 8 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 5 請願・陳情について
- 日程第 2 6 各常任委員会の報告  
総務常任委員長  
社会厚生常任委員長  
産業建設常任委員長  
文教常任委員長
- 日程第 2 7 議案第 6 3 号 平成 1 9 年度潟上市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 8 潟上市議会広報編集委員会委員の選任について
- 日程第 2 9 発議第 6 号 教会施設供用に伴う申し入れについて

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

なお、4番成田 進議員は欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第3回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第1、これより諸般の報告に入ります。

最初に、議長より報告を致します。

去る9月10日に発議されました五城目警察署上出戸交番改築に関する要望書について申し上げます。

この件については、翌日9月11日に議長、副議長、議会事務局長の3名で五城目警察署長、秋田県警本部長、秋田県知事、秋田県議会議長あてに要望書を提出してきたところであります。その結果につきましては、9月18日に秋田県警本部長の代理として五城目警察署長が昭和庁舎に来庁し、五城目警察署上出戸交番改築に関する要望書の結果について報告されました。

その内容は、次のとおりであります。

1点めは、追分・天王・昭和交番との距離的な位置づけは現在地が最良と判断した。

2点めは、事件発生時における昼夜の対応、出勤に際しては現在地が地の利を生かせる。

以上2点の結果、現在地に建築したいという回答をいただいたことを報告します。

以上で報告を終わります。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、9月18日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。

本定例会3日目の日程についてご報告致します。

はじめに、9月16日からの豪雨について市長より行政報告がございますので、日程と

して取り扱い致します。

各常任委員長の報告について申し上げます。

総務委員会に付託されております陳情第12号、非核・平和自治体宣言の採択を求める陳情については、宣言文（案）が委員長より報告予定でありますので、陳情の採択と合わせて行いますので、宜しくお願い致します。

平成19年9月13日に告示されました議案第63号の審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案の概要説明を受けた結果、日程第27として追加し、本会議にて行うことと致します。

議会広報編集特別委員会委員の選任について申し上げます。

産業建設委員会において委員の選任が行われましたので、日程として取り扱うことといたします。

発議第6号、教会施設供用に伴う申し入れについては、提出者1名、賛成者2名がございますので、日程として取り扱うことと致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） 先ほどの議長報告の中に、2点めは事件発生時における昼夜の対応、出勤と申しましたが、「出勤に際しては」でありますので、訂正させていただきます。お詫びして訂正します。

これで諸報告を終わります。

## 【日程第2、行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第2、行政報告を行います。

市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

傍聴者の皆さんも大変ご苦労さまでした。

9月17日・18日の2日間にわたり、県内各所に大きな被害をもたらした豪雨による本市の被害状況とその対応についてご報告致します。

17日、秋田県全域に大雨警報が発令されたことに伴い、午前11時50分、豊川槻木地域に設置している県水位観測地点の水位が警戒水位を超えたことから、正午に市民生活部長を指揮のもと潟上市豪雨警戒対策部を設置しました。午後3時過ぎ、馬踏川、豊川の水位がさらに上昇し、流域地域への急激な雨水の流入が確認されたことから、消防団110名による警戒巡回、被害の防止に当たりました。午後4時ころから家屋などへの浸

水の危険が生じたことから、豊川船橋の住家前に土のうを設置したのを皮切りに、消防団および地域住民、市職員の連携によって、午後10時頃までに9か所にわたって600個以上の土のうを設置し、警戒に当たりました。

また、雨水の流入地域で家屋などへの浸水を防ぐため、河川沿いの4か所に排水ポンプを設置し、懸命の排水作業を行いました。降雨量が時間の経過とともに増加し、残念ながら住家の床下浸水が6棟、作業場等非住家8棟が浸水致しました。

農業被害の状況につきましては、水稻の浸水面積が約750ヘクタール、冠水面積が約100ヘクタール、倒伏による直接被害面積が約700ヘクタールで、水稻面積の約34.3%におよび、被害額は約8,000万円という出来秋を迎え、間近に控え、農家にとって深刻な打撃となっています。

秋田中央農業共済組合潟上市支所による被害調査は18日から実施されていますが、稲の倒伏は刈り取り作業にも大きく影響することから、被害農家の救済とともに排水の徹底と倒伏稲の引き起こし、早期刈り取りによる品質の向上など関係農業団体とともに指導・支援に努めてまいります。

また、大豆につきましては、団地を中心に浸水面積が310ヘクタール、冠水面積が5ヘクタールとなっています。倒伏は見受けられませんが、刈り取り時の汚染粒などを防ぐため、排水を徹底してまいります。

このほか豊川地区や金山地区の林道・農道では、山腹の崩落による林道の埋設や隣接するほ場、水路などに現在までで15か所の被害がおよんでいます。

また、広域農道の法面崩壊のほか、市道の冠水による通行止めが5か所、県管理の豊川の氾濫による県道の冠水が1か所となっております。

応急工事等を含めた関係予算につきましては、現在、積算作業を進めておりますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、18日の午前中には河川の水位も徐々に下がり、危険も去ったものと判断し、午後1時に警戒対策部を解散したところであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第3、議案第55号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について から 日程第25、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第3、議案第55号から日程第25、請願・陳情までを一括議

題とします。

議案の朗読を省略します。

【日程第26、各常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第26、これより各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経緯と結果について報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員長伊藤栄悦議員。15番。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

平成19年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日、平成19年9月11・12日であります。

2. 出席委員、藤原幸雄、千田正英、藤原典男、中川光博、堀井克見、伊藤栄悦。

3. 説明当局、副市長、総務部長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、議会事務局長、各関係課長。

4. 書記には、総務部 税務課 門間正博。

5. 審査の経過と結果。

議案第55号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入については、県民税徴収事務委託金2,114万4,000円、前年度繰越金1億3,372万4,000円、臨時財政対策債390万円、地域総合整備資金貸付事業債2,200万円が主な補正です。

歳出については、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費の臨時事務賃金37万6,000円と旧天洋建物解体工事2,677万5,000円です。

委員からは、旧天洋の解体工事について質問があり、当局からは、配付資料により総事業・事業概要等について説明があり、建物・土間解体処分工が2,032万1,000円、飛砂防止工が645万4,000円との回答でした。

また、委員からは、跡地の利用計画について財政出動しない方向で早期に決定するよう要望されました。

9目電子計算費については、修繕費100万円と初期設定委託料25万2,000円です。

委員からは、修繕料の増額理由について毎年250万円くらいかかっているのはなぜかとの質問があり、当局からは、全庁舎にあるパソコンの端末が350台前後、プリンターが100台強あり、ほとんどが合併前から使用しているもので、頻繁に修理が必要な状態であること。また、光ケーブルは電柱に乗せているが、移設があれば1回につき10万円程度費用がかかるとの回答でした。

2項徴税費2目収納対策費については、公示書入れとタイヤロック5個分及び公売実施に要する経費として消耗品費7,000円、手数料6万2,000円、備品購入費8万2,000円です。

委員からは、タイヤロックは悪質滞納者に対して行われると思うが、手順および対象者数について説明してもらいたい。また、タイヤロックをした後に全額は無理でも一部納付や分割納付を約束した場合は解除するののかとの質問があり、当局からは、手順については自動車の差し押さえ事前通知を行い、次に陸運支局の自動車登録台帳を差し押さえし、次にタイヤロックをし、それでも支払わない場合にはインターネット公売するということでした。また、納付を約束した場合には未納金額の一部納付と分納誓約をしてもらい解除するとの回答でした。

12款公債費1項公債費2目利子については、借入時の金利の差により償還金利子及び割引料608万8,000円を減額するものです。

委員からは、利子の減額補正の具体的内容について質問があり、当局からは、当初予算では借入利率を2%から2.5%で想定し、借入期間を1年としていたが、利率の動向を見て4月16日以降利率が上がる情報があったので4月13日に借り入れをし、利率は1.6%から1.89%で借り入れをしたため利率および借入期間の差額分を減額補正したとの回答でした。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成18年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について、1款の市税は調定額25億5,445万円に対し、収入済額は22億9,076万9,000円、不納欠損額は1,332万4,000円で、翌年度に繰り越される収入未済額は2億5,035万5,000円です。

委員からは、市民税の不納欠損が85件あるようだが、すべて潟上市民かとの質問があり、当局からは、年度途中で潟上市から転出し、居所不明な人も中にあるとの回答でし

た。

また、法人市民税に10万円の不納欠損があるが、納付できなかった理由は何かとの質問があり、当局からは、倒産により徴収できなかった2社分であるとの回答でした。

2款地方譲与税は4億1,600万9,000円で、前年度より1億1,665万6,000円の増額です。

6款地方消費税交付金は2億8,567万4,000円で、前年度より1,138万9,000円の増額です。

8款地方特例交付金は6,145万8,000円で、前年度より1,129万6,000円の減額です。

委員からは、地方特例交付金の内容について質問があり、当局から、特別減税分の財源補てんであり、18年度で終了するとの説明でした。

9款地方交付税は57億1,950万3,000円で、前年度より2億7,950万3,000円の減額です。

委員からは、特別交付税の内容について質問があり、当局より、前年度より1億6,075万8,000円、25.2%減になったのは、合併に伴う包括分1億1,400万円の減額と除雪費の減額などが主なものとの回答でした。

13款国庫支出金は、合併市町村補助金が9,840万円で、前年度より1億845万円の減額です。

14款県支出金は、合併市町村特例交付金1億2,000万円と各種事務委託金3,377万8,000円が交付されています。

15款財産収入は、財産運用収入1,163万1,000円と財産売却収入36万6,000円です。

委員からは、八郎潟ハイツの貸付収入607万円の根拠について質問があり、当局より、固定資産税相当額で宿泊施設運営振興基金へ繰り入れしているとの回答でした。

17款繰入金は、基金繰入金3億3,400万円で、財政調整基金繰入金2億5,000万円が主なものです。

18款繰越金は、平成17年度からの繰越金4億1,233万円です。

20款市債は9億9,790万円で、臨時財政対策債5億2,830万円が主なものです。

委員からは、地方交付税などの一般財源が減ってきているが、その分市債が増えているのか今後の動向について質問があり、当局からは、地方交付税が減額になっている分、市債を増額していくという財政運営は考えていない。市債についての基本的な考え方は、プライマリーバランスが赤字にならないよう、返す金額より新たな借り入れを多くしないことであり、一般財源が減額になる分歳出を抑えていかなければならないとの回答でした。

歳出について。1款議会費は1億8,721万1,000円で、議員報酬が主なものです。

2款総務費1項総務管理費は13億1,546万3,000円で人件費が主なものですが、一般管理費については消耗品及び郵便料、広報費では広報発行のための印刷製本費、財産管理費では需用費及び庁舎等の管理委託料、企画振興費では地域審議会等の各種委員への報酬及び男女共同参画推進に伴う概要版の印刷製本費、電子計算費では物品保守管理委託料及び借上料、自治振興費では連絡嘱託員報酬及び自治会育成助成金、基金費では財政調整基金積立金が主なものです。

委員からは、物件費・補助金の見直しは行革に欠かせないものであり、個々への対応のほか総額の何%を減らすというような方向づけが必要ではないかとの質問があり、当局からは、市民団体等への説明を行っているところであり、市としては市民生活に直接かかわることから、一律何%減ずるといったわけにはいかないものと考えており、すぐできるもの、時間のかかるものが出てくるといふことも理解してほしいとの回答でした。

2項徴税費は1億3,775万5,000円で、人件費のほか納税貯蓄組合補助金が主なものです。

委員からは、天王地区の納税貯蓄組合59組合中、完納が38組合で21組合が完納できなかったようだが、将来的に天王支部の納税組合をどのように考えているのかとの質問があり、当局からは、20年度から納税組合を見直しして、自治会の中に納税部を設置していただき、納税啓発活動や口座振替の推進活動を行ってほしいとの回答でした。

4項選挙費は617万6,000円で、県議会議員選挙費が主なものです。

5項統計調査費は140万9,000円で、統計調査員の報酬が主なものです。

6項監査委員費は96万2,000円で、監査委員報酬が主なものです。

8款土木費1項土木管理費2目地積調査費は1,120万円で、地積調査委託料が主なものです。

地積調査で道路の未登記は解消できるのかとの質問があり、当局からは、国土法で可能なものは地積と地目の変更および分筆であり、所有権の移転はできない。道路の未登記については、可能な限り本人了解の上、分筆した道路管理者へ情報を提供しているとの回答でした。

12款公債費は17億6,039万2,000円で、元金償還金14億2,853万8,000円と利子分3億3,184万2,000円が主なものです。

委員からは、市債の繰上償還は考えているのかとの質問があり、当局からは、潟上市の場合、実質公債費比率が18%を超えていることから、利率が5%を超えるものが繰上償還の対象となり、実際に繰上償還できる額は国の枠組みの中で決定されることから、対象額がすべて繰上償還できるとはまだわからない状況で、額が確定次第補正予算計上するとの回答でした。

また、実質公債費比率とかの数値にとらわれ過ぎると、市民に夢や希望を与える事業などができなくなってしまうのではないかと質問があり、当局からは、実質公債費比率は今後下がっていく見込みであるが、地方交付税などの一般財源が減少していくことから、それに見合った財政運営が必要であるが、市民に夢と希望を与えていくことも行政として考えなければならないし、その年によっては合併特例債を活用し、めり張りをつけた財政出動は必要だとの回答でした。

認定第1号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第10号、平成18年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は116万5,000円で、1款の墓地貸付収入18万円、2款の財政調整基金繰入金46万4,000円、3款の前年度繰越金51万5,000円が主なものです。

歳出合計は74万9,000円で、一般管理費8万4,000円、財産管理費14万7,000円、財政調整基金積立金51万8,000円です。

歳入歳出差引額は41万6,000円です。

認定第10号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第11号、平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は89万5,000円で、1款財産収入は34万4,000円で、墓地貸付収入と斎場用地貸付収入です。

2款の財政調整基金28万2,000円、3款の前年度繰越金26万4,000円が主なものです。

歳出合計は60万6,000円で、一般管理費16万5,000円、財産管理費17万3,000円、財政調整基金積立金26万7,000円です。

歳入歳出差引額は28万9,000円です。

認定第11号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第12号、平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は122万6,000円で、1款財産収入は72万4,000円でクリーンセンター最終処分場用地貸付収入です。

2 款の前年度繰越金49万8,000円が主なものです。

歳出合計は83万7,000円で、一般管理費12万9,000円、財産管理費20万9,000円、財政調整基金積立金49万9,000円です。

歳入歳出差引額は38万9,000円です。

委員からは、クリーンセンターへの貸付収入の詳細について質問があり、当局からは、最終処分場として新旧2か所貸し付けしており、旧については18年度で貸付期間が終了している。新については処分場が埋まるまでとしており、27年までは埋め立て可能であるとの回答でした。

認定第12号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第13号、平成18年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は2,364万4,000円で、2 款の一般会計繰入金2,330万9,000円と3 款の前年度繰越金35万5,000円が主なものです。

歳出については、土地開発公社償還金2,364万3,000円です。

歳入歳出差引額は1,000円です。

委員からは、市有地の遊休地について売却する予定はあるのかとの質問があり、当局からは、遊休普通財産については売却の方向で検討したいとの回答でした。

認定第13号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、陳情第9号、県に「『子育て新税』を導入しないでください」の意見書を求める陳情書について。

この件については、新聞報道でも市町村長の約7割が導入に反対しており、子育てに対していろいろ施策を講ずることは賛成であるが、これに新たな税金を投入することには県議会でも県民の世論でも圧倒的に反対であることから、本陳情については、全会一致をもって採択することに決しました。

陳情第12号、「非核・平和自治体宣言」の採択を求める陳情書について。

この件については、唯一核兵器の被爆国であり、全県的にも19の自治体が宣言を行っており、市町村合併により新たに宣言が必要なことから、核兵器を廃絶するためにも本陳情については、全会一致をもって採択することに決しました。

なお、宣言文については別紙のとおり決定致しました。

また、非核宣言の看板を設置したらどうかという意見が出されました。

宣言文を朗読致します。

## 非核平和都市宣言（案）

世界の平和と安全は、人類共通の願いです。

しかし、現在この地球上には数多くの核兵器が存在し、また、戦争や紛争も後を絶たず、人類の生存や自然環境に大きな脅威と不安をもたらしています。

世界で唯一の被爆国の国民として、核兵器の恐ろしさ、戦争の惨禍さ、平和の意義を世界の人々に訴えていかなければなりません。

ここに潟上市は、非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、安心して安全な市民生活を守ることを決意し、非核・平和都市宣言を宣言します。

以上、決議する。

平成19年 9 月 20 日

潟上市議会

以上、総務常任委員会の報告と致します。

すみませんが訂正致します。

先ほど 6 ページのところ、下から 9 行めのところで分筆と言いましたけれども、「国土法で可能なものは地積と地目の変更および合筆であり」といったのを私の方から「分筆」と述べましたので、お詫びして訂正致します。

終わります。

○議長（藤原幸作） これで総務常任委員会の報告を終わります。

これから議案の質疑に入りますが、質疑についてはご承知のとおり、ただいま報告されました委員長への質問ですのでお願い致します。

また、各補正予算（案）及び決算の認定につきましては、質疑・討論までとし、採決につきましては後でまとめて行います。

なお、陳情につきましては採決まで行います。

ただいま総務常任委員長より報告のありました議案第55号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第1号、平成18年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第10号、平成18年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第11号、平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第12号、平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第13号、平成18年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、委員長報告の陳情第9号の県に「『子育て新税』を導入しないでください」と意見書を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第9号について、総務常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第9号について、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数です。よって陳情第9号は、採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第12号の「非核・平和自治体宣言」の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第12号について、総務常任委員長の報告は採択です。

なお、これは委員長の報告にもありましたが、非核平和宣言（案）を含むものであります。

これより採決致します。陳情第12号について、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって陳情第12号は、採択することに決定致しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。社会厚生常任委員長伊藤 博議員。14番。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 平成19年第3回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成19年9月11日・12日・13日
2. 出席委員 菅原久和、戸田俊樹、佐藤幸孝、藤原幸作、伊藤 博
3. 欠席委員 成田 進
4. 説明当局 福祉保健部長、市民生活部長、各関係課長
5. 書 記 市民生活部 生活環境課 櫻庭輝雄
6. 審査の経過と結果

議案第55号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入13款2項1目民生費国庫補助金および14款2項2目民生費県補助金の主なものは、障害者自立支援法に伴う自立支援対策臨時特例事業にかかわる国・県からの補助金です。

17款1項1目特別会計繰入金2,099万円の増額補正は、老人保健特別会計繰入金、介護保険事業特別会計繰入金で、前年度の精算に伴うものです。

歳出3款1項2目障害者福祉費は、障害者自立支援対策臨時特例事業にかかわるもので、支援給付の支払いに伴う自立支援システム改修委託費、施設支援費の算出方法が利用日数払い方式となり、従前保証額の80%から90%に引き上げ、事業者へ助成する事業運営円滑化事業、利用者負担の軽減を図る通所サービス利用促進事業、障害者の仲間づくりをサポートするためのピュアサポート強化事業に伴うものです。

3款3項2目扶助費は、前年度生活保護費国庫負担金返還金578万1,000円は、前年度の精算によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第56号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ95万4,000円追加し、歳入歳出総額35億7,977万2,000円とするものです。

補正の主なものは、歳出1款1項1目の一般管理費から4目の医療費適正化特別対策事業費への組み替えです。組み替え理由は、医療費安定化のための措置として県調整交付金が交付されたことによるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第57号、平成19年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第2号）（案）について。歳入歳出それぞれ1,517万2,000円追加し、歳入歳出総額35億654万3,000円とするものです。

歳入歳出ともに平成18年度実績確定による医療費の精算に伴うものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第58号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ3,182万9,000円追加し、歳入歳出総額21億8,834万8,000円とするものです。

補正の主なものは、歳入歳出ともに平成18年度の精算によるものと、歳出1款3項1目認定調査等費の介護認定訪問調査員1人分の賃金で、ケアマネージャーまたは介護福祉士等の有資格者採用を予定しております。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ76万2,000円追加し、歳入歳出総額4,636万3,000円とするものです。これは、既存公用車が使用不可能となったことからライトバン購入にかかる経費です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成18年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入12款2項衛生手数料はごみ処理手数料で、ごみ袋分および直接搬入分で約7,975万8,000円です。

13款1項1目民生費国庫負担金および14款1項1目民生費県負担金の主なものは、身体・知的・精神障害者の施設入所および居宅サービスにかかわるものです。これは、障害者自立支援法の施行に伴い、年度途中で障害者福祉サービスが支援費制度から自立支援給付に移行になったものです。また、生活保護費負担金については、平成18年度で月平均316.2世帯、438.8人の扶助費に係る国・県負担金です。

14款2項で消防施設整備対策費2,171万5,000円は、石油貯蔵施設立地対策交付です。

19款雑入の主なものとして、古紙・ペットボトル抛出金および鉄くず売却代等で1,557万8,000円です。

歳出2款1項12目生活交通費の主なものは、チャイルドシート助成金121件で144万7,000円、マイタウンバス運行費および生活バス路線維持費として3,213万8,000円を補助しています。

2款1項13目防犯対策費の主なものは防犯灯に係るもので、電気料と修繕料と3,898万5,000円、また、防犯灯の設置については市単独工事補助設置および寄付によるもの合わせて40基が新設され、累計で3,354基となっています。

3款1項2目障害者福祉費の不用額の主なものは、身体障害者および知的障害者の施設支援費で、利用日数の減によるものです。

3款1項3目福祉医療給付費の不用額の主なものは、医療費の減によるものです。

3款1項6目老人福祉費の不用額の主なものは老人福祉施設措置費で、当初10人の入所者を見込んでいましたが8人であったこと、それに年度途中の措置費支弁基準額改正に伴うものです。

3款3項2目扶助費の不用額の主なものは、生活扶助費と医療扶助費が当初見込みより下回ったことによるものです。

4款2項清掃費の2目廃棄物対策費、3目クリーンセンター費、4目最終処分場の支出済額は4億9,506万5,398円で、主なものはごみの収集業務委託費7,755万6,000円、薬品などの消耗品、光熱水費、修繕料などの需用費1億1,431万4,000円、排ガス冷却塔および空気余熱機等の更新工事費1億6,590万円です。

なお、平成18年のクリーンセンターごみ処理量は、収集で8,790トン、直接搬入が4,140トンで、総量1万2,930トンとなっています。また、残灰2,062トンが最終処分場

に埋め立てられております。

9 款消防費の総額は 9 億 795 万円で、主なものは、1 目消防費で石油貯蔵施設対策交付金での施設設備として防火水槽 1 基、ホース乾燥塔 8 基、分団車庫新築などを含む工事費 2,109 万 8,000 円、消防用ホースの備品購入費 589 万 7,000 円です。

2 目災害対策費の主なものは、昭和・飯田川地域に設置した防災行政無線設置工事費 9,282 万 3,000 円です。

認定第 1 号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第 2 号、平成 18 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額 33 億 7,580 万 130 円に対し、歳出総額 33 億 7,006 万 6,528 円で、差引額は 573 万 3,602 円となっています。

歳入 1 款 1 項国民健康税の収入未済額は 4 億 7,369 万 6,538 円で、収納率は現年 87.02 %、滞納 15.22 %で、合計 63.58 %であり、前年度と比較して 1.51 %の減少となっています。収納率向上については収納課と協議し、訪問納税指導、分納誓約書による納税を検討し、悪質な滞納者に対しては強制徴収で対処しています。

不納欠損処理については 117 件で、総額 1,344 万 7,850 円です。不納欠損の最高額は 60 万 100 円、最低額は 3,700 円で、時効完成による欠損が主なものです。

歳出 1 款 1 項 3 目の賃金は、徴収員 4 名の賃金で、2 班で徴収を行っています。平成 18 年度は 2,296 万 5,919 円の徴収となっています。

2 款 1 項療養諸費の不用額の主なものは一般被保険者療養給付費で、国保予算は医療費需要に見合った収入を確保しなければならないことから、医療費の見積もりは過去の伸び率だけでなく、特殊な高額な医療を要する患者数やインフルエンザの発生状況等を考慮し、対処しております。

認定第 2 号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第 3 号、平成 18 年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額 34 億 9,616 万 6,707 円に対し、歳出総額 34 億 9,903 万 302 円で、差引 286 万 3,613 円の不足となり、翌年度歳入繰上充用で対応しております。

歳出の主なものは、1 款 1 項 1 目医療費 1 億 5,539 万 1,835 円ですが、老人保健対象者が減ったことと、大きな医療費の支出がなかったことによるものです。

認定第 3 号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第4号、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額21億653万8,423円に対し、歳出総額20億6,228万6,829円で、差引額は4,425万1,594円となっています。

歳入1款1項1目第1号被保険者保険料の収納率は95.4%です。収入未済額は1,328万4,701円で、調定額に対し3.4%で、前年度比で0.1%ほどの増となっています。不納欠損額は調定額に対し1.2%で、前年度1.24%に対し、若干減少となっています。

歳出4款1項介護予防事業費の不用額の主なものは1目介護予防特定高齢者施設事業費で、食の自立支援事業の利用者を当初1万5,600食と見込んだものの、デイサービス・短期入所等の利用が増え実績が7,609食となり、利用者の減となっております。

認定第4号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第5号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額4,516万7,223円に対し、歳出総額4,479万3,330円で、差引額は37万3,893円となっています。

歳入1款1項1目収入未済額の総額は4名で1万9,895円でしたが、現在は2名で9,240円です。不納欠損額3万1,660円は有線手数料で、平成11年から平成15年まで4件、3名分となっております。

歳出1款1項1目総務管理費の備品購入費は、有線放送使用料の管理システムの導入に伴うものです。

認定第5号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

陳情第11号、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件。

本件は、悪質なクレジット被害が最近増えていることから、このようなことを未然に防止するために法改正を望むという趣旨であることから、本件は願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。

ただいま社会厚生常任委員長より報告のありました、議案第55号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第56号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第57号、平成19年度潟上市老人保健特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第58号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第59号、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第1号、平成18年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第2号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番(藤原典男) 委員長、どうも御苦労さまです。

6ページの上の方なんですけれども、歳入総額33億7,580万130円に対し、歳出総額33億7,006万6,528円ということで、私聞きたいのは差引額が573万3,602円というのは、私思うには何か重い病気とか何か急患とかいろいろなことで医療費がかかった場合には余裕のない数字だと思うんですけれども、これについて市当局は余裕があるのか、それともないのか、そこら辺審議もししてございましたらお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長(藤原幸作) 14番。

○社会厚生常任委員長(伊藤 博) 藤原議員の質問にお答え致します。

具体的にこの差引額573万円についての余裕あるなしの議論は直接しておりませんが、国保会計につきましては前年度医療実績に基づいての実績をもとにして計算されるという医療費確保、相互扶助の制度でありますので、当然、大きな疾病が発生したりすると予備費等を使って対応するというのを前から説明を受けておりまして、そのように対応されるというふうに思っております。特別なこのことについてのご質問の議論という

のではありませんでした。

○議長（藤原幸作） 6番。

○6番（藤原幸雄） どうも、委員長御苦労さんです。

委員長報告の中で6ページのいわゆる歳入の一番最後の行でございますが、いろいろ不納欠損がありますがそれはそれとして、時効完成による欠損とありますが、時効とはこの場合何年を指しているのか、最近のいわゆる法令等なことに変わったことがあったならばそこら辺もひとつ、いつころからこのような時効というような、何年前になったのか、そこら辺ひとつ委員会でご審議されたらお願いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 藤原幸雄議員の質問にお答え致します。

当局からの説明によりますと、地方税法に基づきまして時効は5年ということで、5年滞納になりますと自動的にといたしますか時効が完成して不納欠損処理が行われるという説明がありました。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。20番。

○20番（西村 武） 同じく6ページですけれども、この収入未済額の4億7,369万円ですけれども、それ徴収のためにですね4名の方の賃金ということで載っていますけれども、実際、徴収したのが2,296万円ですか。これがまず徴収方法では最大の方法なのか、その辺のところの話があったのかですね。

それと、ただいま藤原議員の方からもお尋ねがありましたように、その不納欠損の最大の理由というのは何でしょうか。その辺のところひとつ審議がありましたらお聞かせ願います。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 西村議員の質問にお答えを致します。

国保特別会計のところはこの徴収員の賃金もあるわけなんですけど、実質徴収にあたって直接担当されているのは収納課で行われているということでありまして、会計上は補助金と繰り入れがですね、国からの繰り入れが行われておりますが、実際は収納課が対応しているということで、微増ではありますけれども実績を今のところ上げているので、この方法がベストと言えるかわかりませんが今のところ行われている方法であるということでもあります。

それで、その時効を完成させるための理由というのは幾つか説明がありましたけれども、先ほどの市税の方と同じで、国保税の滞納者につきましてはやはり市税、あるいは水道とかですね、そういった公共料金を軒並み滞納しているという事例が多くあるという方法でありまして、その対応に市税と国保税もみな税金として含まれるんですが、それを一括で全部徴収するという事はなかなか大変だという説明がありまして、今のところ4名の徴収員で2名ずつの班を組んで回っているということの説明がありましたが、方法についてはそういうご説明があつてですね、時効の完成についてはなかなか経済的な理由を主張する方、それと中には悪質な滞納者も含まれるというようなことで、それは国保担当者も収納課の担当者とともにその対応にあたるという説明がありました。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 委員長から今少し説明がありましたけれども、ただ、その不納欠損に至るまでの最大の理由というのは何でしょうかと、ここをまずちょっとわからないので、その辺のところをもし審議がありましたらばお聞かせいただきたいと。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 再度お答え致します。

最大の理由ということで特別議論になった経緯はないんですが、説明の途中ではですね、国民健康保険に加入される方というのは、いわゆる自営業者ですとか比較的経済力に弱いといいますか、経済性が確立していない方の加入が比較的多かったりするので、経済動向に非常に大きく左右されるという理由もあつて、このところの経済動向の低迷に起因するものもかなり多くあるという説明は途中で受けております。それ以上、原因についての協議というのはいずれ以上行っておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第3号、平成18年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第4号、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第5号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、委員長報告の陳情第11号、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第11号について社会厚生常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第11号について、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第11号は採択することに決定致しました。

暫時休憩します。再開は11時20分とします。

午前 11時10分 休憩

.....  
午前 11時20分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。産業建設常任委員長児玉春雄議員、3番。

**【産業建設常任委員会の報告】**

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 平成19年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成19年9月11日、12日、2日間でございます。
2. 出席委員 佐藤義久、澤井昭二郎、佐藤 昇、赤平末次郎、児玉春雄
3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長
4. 書記 産業建設部 下水道課 三浦さんをお願いをしております。
5. 審査の経過と結果

議案第55号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について、歳入について申し上げます。

20款1項4目商工費は、地域総合整備資金貸付事業債2,200万円の増額です。

歳出について主なものを申し上げます。

7款1項商工費は3,988万2,000円の増額で、これは商工振興費2,200万円の増額と観光費1,788万2,000円の増額です。

8款1項土木管理費および2項道路橋梁費は1億667万2,000円の増額で、除雪費用の増額が主なものです。

8款4項都市計画費は797万1,000円の増額で、公園費の公園の維持管理に関する増額

です。

8 款 5 項住宅費は74万9,000円の増額で、住宅管理費の市営住宅の維持管理に関する増額であります。

委員から、天王ふれあい交流センターの源泉浚渫・設備更新工事についての質問があり、源泉の湧出量の確保に努めるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれに126万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,048万8,000円とするもので、主なものは豊川地区排水施設に関する修繕料です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第61号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれに136万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億7,260万6,000円とするもので、天王地区下水管の修繕料と補助事業精算による予算組み替えならびに人件費が主なものです。

委員から、補助事業精算による予算組み替え内容と下水管の修繕など維持管理について質問があり、公共下水道事業から特定環境保全公共下水道事業の工事請負費への予算組み替えであることと、下水管の修繕経緯および維持管理の現状について回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第62号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

収益的支出1款1項営業費用348万1,000円は、配水および給水費の委託料、修繕料の増額です。

委員から、マンガン等の洗浄委託料について質問があり、末端配水管や古い住宅の宅内管の洗浄に対処するものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成18年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について主なものを申し上げます。

12款1項1目1節行政財産使用料は、スカイタワー内2店舗分120万円です。

5目農林水産業使用料は21万6,933円で、主なものはアグリプラザ使用料14万9,200円です。

6目土木使用料は8,811万6,293円で、電柱等の道路占用料1,046万510円、公園使用料403万7,583円、住宅使用料7,361万8,200円です。

13款2項4目土木費国庫補助金は9,185万円で、うち1,963万5,000円は17年度からの繰越分です。なお、予算額と収入済額との差額1,028万5,000円は、街道下線道路改良工事を19年度へ繰り越したことによるものです。

14款2項4目農林水産事業県補助金は2,138万5,086円で、主なものは農業委員会交付金311万7,000円、あなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金542万4,000円、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金139万1,255円、数量調整円滑化推進事業費補助金212万8,000円、「地域で創る水田農業」支援事業費補助金297万5,000円、松くい虫防除対策事業費補助金408万5,813円です。

3項4目農林水産業委託金は25万円で、主なものは有害鳥獣駆除関係事務交付金17万5,000円です。

5目商工費委託金126万円は、昭和工業団地管理業務委託料です。

6目土木費委託金は91万7,000円で、主なものは建築基準関係事務交付金52万6,000円です。

15款1項1目2節建物貸付収入は、鞍掛沼公園内の建物36万円です。

19款3項1目貸付金元利収入のうち、2節1,844万8,000円は地域総合整備資金分で、3節7,501万5,822円は中小企業振興融資預託金6,001万1,866円、商工組合中央金庫預託金1,000万2,967円、労働金庫預託金500万989円です。

5項5目雑入のうち、主なものは農業者年金業務委託手数料79万2,800円、鞍掛沼公園光熱水費等負担金1,569万6,751円、鯉のえさ代230万8,590円、自動販売機取扱手数料65万1,144円です。

20款1項2目農林水産業債は2,720万円で、担い手育成基盤整備事業費490万円、土地改良総合整備事業債630万円、地域用水環境整備事業債1,600万円です。

3目土木債は8,690万円で、急傾斜地崩壊対策事業費300万円、道路改良事業債のうち現年分が6,860万円、17年度からの繰越分1,530万円であります。なお、予算額と収入済額との差額800万円は19年度への繰越分です。

歳出について主なものを申し上げます。

5 款 1 項 1 目労働諸費は510万9,180円で、主なものは労働金庫委託金です。

6 款 1 項農業費は 4 億3,054万3,609円で、主なものは農地流動化促進助成金、市病害虫防除協議会補助金、転作大豆振興対策費助成金、「あなたと地域の農業夢プラン」応援事業補助金、天王第 2 排水機場設置工事、県営土地改良事業負担金、種苗交換会協賛会負担金です。

2 項林業費は1,217万4,706円で、主なものは松くい虫防除対策事業委託料です。

7 款商工費は 1 億6,606万5,061円で、主なものは中小企業振興融資制度および商工組合中央金庫預託金、ふれあい交流センター管理運営委託料、ブルーメッセあきた関連施設管理運営委託料、地域活性化イベント事業費です。

8 款 1 項土木管理費は 1 億226万2,885円で、主なものは人件費および道路改良工事元利償還金です。

2 項道路橋梁費は 4 億6,090万7,428円で、主なものは道路台帳作成業務委託料、除雪機械等購入費補助金、道路維持および新設改良の工事請負費、物件補償費および公有財産購入費です。

3 項河川砂防費は879万8,000円で、主なものは 2 地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金です。

4 項都市計画費は 8 億4,434万7,944円で、主なものは都市計画基本方針および国道利用計画策定委託料、公園の維持管理費です。

5 項住宅費は4,092万7,087円で、主なものは住宅管理費です。

委員からは、市営住宅の修繕の箇所と戸数、住宅使用料の滞納対策について質疑があり、当局からは修繕箇所及び戸数と悪質滞納者に対して弁護士に依頼して調停を行い、分割納入で決定したとの回答がありました。

認定第 1 号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第 6 号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は、収入済額 1 億3,809万9,221円で、主なものは一般会計からの繰入金、農業集落排水施設使用料、受益者分担金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は、支出済額 1 億3,513万8,297円で、主なものは 4 処理施設の光熱水費・修

繕料・保守管理委託料および公債費です。

委員からは、工事請負費の不用額について質疑があり、当局からは、12月補正で減額対応したためとの回答がありました。

認定第6号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第7号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は、収入済額17億4,062万2,395円で、主なものは一般会計からの繰入金、下水道使用料、下水道債です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は、支出済額17億775万3,143円で、主なものは流域下水道事業建設および維持管理負担金、工事請負費、公債費です。

委員からは、下水道事業債の内容および流域下水道事業の進捗状況について質疑があり、当局からは、下水道事業債の詳細説明と流域下水道事業の進捗状況が約70%であるとの回答がありました。

認定第7号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第8号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は、収入済額2,579万5,655円で、主なものは合併処理浄化槽事業債、国庫補助金、合併処理浄化槽分担金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は、支出済額2,369万2,405円で、主なものは合併処理浄化槽事業の工事請負費です。

委員からは、合併処理浄化槽の法定検査の時期について質疑があり、当局からは、設置後6か月経過後に法定検査を受けるとの回答がありました。

認定第8号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第9号、平成18年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について主なものを申し上げます。

歳入合計は、収入済額234万6,690円で、主なものは県造林補助金、財政調整基金繰入金です。

歳出について主なものを申し上げます。

歳出合計は、支出済額168万6,760円で、主なものは除間伐委託料、財政調整基金積立金です。

委員からは、管理区域の面積および林齢について質疑があり、当局からは、管理面積176.78ヘクタールで、林齢については40年から45年のものが多いとの回答がありました。

認定第9号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第14号、平成18年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

収益的収入および支出について申し上げます。

収入については、予算額5億9,051万8,000円に対し、決算額は5億8,403万388円で、予算額に比べ648万7,612円の減となっています。

支出については、予算額5億5,191万9,000円に対し、決算額は5億2,510万5,085円で、予算額に比べ2,681万3,915円の減となっています。

資本的収入および支出について申し上げます。

収入については、予算額2億5,321万円に対し、決算額は2億5,320万9,062円で、予算額に比べ938円の減となっています。

支出については、予算額5億195万円に対し、決算額は4億8,346万8,580円で、予算額に比べ1,848万1,420円の減となっています。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億3,025万9,518円は、過年度損益勘定留保資金1億2,171万9,111円、過年度資産減耗費65万2,637円、過年度繰延勘定償却2,163万9,581円で、過年度損益修正損341万368円、過年度繰越利益剰余金処分数額2万8,000円、過年度利益剰余金処分数額56万9,958円、当年度資本的収支調整額1,589万3,050円、当年度損益勘定留保資金6,634万6,813円で補てんするものです。

委員からは、高利率で借り入れしている企業債の借款および水源調査の実施状況について質疑があり、当局からは、今年度新たに財務省関係の高利率の企業債を補償金なしで借り換えできるようになる見込みであることと、水源調査は4か所候補地に予定しており、そのうち大清水と羽立北野地区の2か所実施しているとの回答がありました。

認定第14号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

陳情第10号、市道、二田追分線の歩道延長整備促進に関する陳情書について。

この陳情路線は、都市計画街路の指定路線となっており、全線の認可が必要であり、早期に実施することは困難であります。しかしながら、陳情内容は理解できることから、

全会一致をもって趣旨採択することに決定しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

ただいま産業建設常任委員長より報告のありました、議案第55号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（西村 武） 委員長、どうも御苦労さまでございます。

委員長報告の2ページ、3ページにかけまして、予算書の14ページ、15ページですね。まず、このふれあい交流センターの設備更新工事ですけれども、これは予算的に私は別にどうのこうの言いませんけれども、この工事期間中ですね、営業するものかどうかですね。そしてまた、当然源泉の使用がないと思いますので、料金の改定、そういうものもあると思いますので、その辺のところを審査したのかしないのか、そこがまず1点ですね。

それと15ページですけれども、除雪の委託料ですけれども、昨年場合は積雪がゼロということで除雪車が1回も出動しなかったと。しかし、委託されました業者が除雪機械を借りるためにリース契約をしたと。市の方ではそのリース契約した業者にはリースのリース料ですか、そういうものの補償補てんをしたということで、実際その会社で重機を持っている方々はその補償はなかったというようなことで不平不満等がありましたので、その辺のところ、今年も引き続き、例えばですねゼロの場合はそうなるのかどうかですね、その根拠等につきまして審議があったのかないのか、その辺のところをひとつありましたらお答え願います。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 第1点め、ふれあい交流センターの件ですけれども、これは2か月ぐらいかかっても営業は継続して行いますとの回答でございました。

それから議案書の15ページ、除雪委託料のその辺のところまでは審議をしてございません。ご理解ください。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） このまずふれあい交流センターですけれども、これは当然源泉を使わないと入湯税というのは取れなくなると思いますので、その点で料金の改定があるのかないのかというようなことを私がお聞きしたので、審議しなければそれはそれでも結構でございますけれども。

それと2点めはですね、まずこの除雪の委託ですけれども、市当局のやっていることはこれは間違いないと思いますので、例えば所有している会社にですね、これから除雪の説明会等がありますので、その辺のところをひとつきちっと説明をしていただきたいと、このことを要望します。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） はい、わかりました。

○議長（藤原幸作） 20番、よろしいですか。はい、3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 入湯税につきましては、これは受け取れないということでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第60号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第61号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第62号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第1号、平成18年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） どうも、委員長御苦労さんです。

委員長報告の6ページの真ん中ほどにあります。いわゆる住宅の使用料、それぞれこういうふうに報告致しておりますが、当局は本当に先見性があったと、このように考えております。いわゆる使用料の公平性ということから致しまして、使用者には全戸からいただくということで、今回といいますか18年度は弁護士に依頼して調停を行ったという報告がございましたけれども、何件くらい調停に対して弁護士に依頼したのか、その件数についてひとつ内容をご説明いただきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 弁護士さんに依頼したのは今回は3名分でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第6号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第7号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第8号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第9号、平成18年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第14号、平成18年度潟上市水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、委員長報告の陳情第10号の市道、二田追分線の歩道延長整備促進に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第10号について産業建設常任委員長の報告は趣旨採択です。

これより採決致します。陳情第10号について、趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。よって、陳情第10号は趣旨採択することに決定致しました。

昼食のため1時半まで休憩します。

午前 11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。文教常任委員長佐藤恵佐雄議員、7番。

**【文教常任委員会の報告】**

○文教常任委員長(佐藤恵佐雄) 平成19年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成19年9月11日、12日
2. 出席委員 大谷貞廣、小林 悟、西村 武、佐藤恵佐雄
3. 説明当局 教育長、教育次長、各関係課局長
4. 書 記 教育委員会 スポーツ振興課 櫻庭 仁
5. 審査の経過と結果

議案第55号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款県支出金2項県補助金学校教育将来構想策定補助金32万円は、県の3か年継続事業として小中学校連携を進める先進地研修等の実施に伴うものであります。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款民生費2項児童福祉費児童福祉総務費は、子育てネットワーク事業にかかわるものであります。

児童館費31万8,000円は、昭和中央児童館の修繕と、中羽立児童館および若竹児童センターの備品購入費であります。

保育園費28万6,000円は、主に二田保育園の遊具の修繕料であります。

5款労働費1項労働諸費勤労青少年ホーム管理費17万9,000円は、体育館用の備品購入費であります。

10款教育費1項教育総務費事務局費34万7,000円は、主に学校教育将来構想策定事業に伴う先進地研修にかかわるものであります。

委員からは、先進地研修について質問があり、当局からは、県事業として学力向上を目指す小中学校連携を進めるため、県外の先進地研修を行うものであり、よりきめ細かな教育指導を行うために必要であるとの説明がありました。

外国青年招致事業費1万5,000円は、外国語指導助手（ALT1名）の交代に伴う給料差額分であります。

委員からは、外国語指導助手の市行事等への参加について質問があり、当局からは、英語教育の向上と国際理解、国際交流に貢献しており、今後とも学校・地域行事へ積極的な参加を指導していきたいとの説明がありました。

2項小学校費191万3,000円、3項中学校費260万6,000円は、各小中学校の修繕料と備品購入費であります。

4項幼児教育費幼稚園費26万円は、出戸幼稚園の雨水排水管清掃委託料であります。

5 項学校給食費28万6,000円は、大久保小学校と天王中学校の給食施設の修繕料と備品購入費であります。

7 項保健体育費体育施設費132万6,000円は、国体施設となる昭和体育館の修繕料と飯田川体育館の備品購入費です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成18年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

11款分担金および負担金1項負担金保育料負担金1億2,616万5,397円は、保育料負担金および広域入所分、保育料負担金滞納繰越分であります。

委員からは、保育料の滞納者への対応について質問があり、当局からは、保護者と相談しながら一括払いや分割納付していただき、平成17年度の滞納分は完納になり、また、平成18年度分の保育料収入未済額は43万4,625円、13人分となっているが、8月末現在の未納額が16万2,500円、5名分となっているとの説明がありました。

12款使用料および手数料1項使用料教育使用料2,957万3,988円は、幼稚園使用料、社会教育使用料、社会教育施設使用料、保健体育施設使用料であります。

13款国庫支出金2項国庫補助金児童福祉費補助金129万7,000円のうち、次世代育成支援対策交付金118万3,000円は、子育て支援、健康づくり、安全対策事業等にかかわるものであります。

教育費補助金4,986万1,000円の主なものは、安全・安心な学校づくり交付金、学校施設新增築事業補助金で、これは追分小学校体育館増築改修工事にかかわるものであります。

14款県支出金2項県補助金児童福祉費補助金5,632万555円の主なものは、すこやか子育て支援事業費補助金の公立・私立保育園分、放課後児童健全育成事業費補助金であります。

教育費補助金2,785万1,982円の主なものは、すこやか子育て支援事業費補助金（公立・私立幼稚園分）、第62回国民体育大会競技別リハーサル大会相撲競技補助金であります。

歳出の主なものについて申し上げます。

3 款民生費1項社会福祉費介護予防センター管理費442万6,989円は、センター管理運営に伴うものであります。

2 項児童福祉費児童福祉総務費は3,358万2,376円で、保育需要にこたえるための広域入所保育委託料、子育ての負担軽減を図るすこやか子育て支援事業費補助金、ひとり親家庭児童保育援助費が主なものであります。

児童館費は4,851万9,383円で、児童館の管理運営および児童の健全育成を図るための放課後健全育成事業費（6 児童クラブ）であります。

保育園費は6 億1,063万1,053円で、保育に欠ける児童の健全育成を図るため、8 保育園の管理運営に伴うものであります。

5 款労働費 1 項労働諸費勤労青少年ホーム管理費363万3,189円は、勤労青少年ホームの管理運営にかかわるものであります。

10款教育費 1 項教育総務費は1 億2,337万6,197円で、教育委員会費のほか事務局費として児童生徒派遣費補助金、外国青年招致事業費として児童生徒の英語力の向上と国際理解の醸成を目的とした外国語指導助手（ALT）2 名分に伴うものであります。

2 項小学校費は3 億6,801万6,014円で、7 小学校の管理運営、豊川小学校の改築基準設計委託料および地質調査委託、大規模改造・地震補強を図るための追分小学校体育館増改修工事が主なものであります。

委員からは、豊川小学校の改築について質問があり、当局からは、潟上市の学校教育や学習環境がどうあるべきかを考える機会になり、財政的に厳しい中で児童数の減少や複式学級、校舎の老朽化等の課題を学校教育環境適正化検討委員会で議論を重ね、今後答申が出される予定となっているとの説明がありました。

3 項中学校費は1 億5,652万7,748円で、3 中学校の管理運営、施設設備の充実が主なものであります。

4 項幼児教育費幼児教育総務費は6,432万5,179円で、保護者の経済的負担軽減と公立・私立の格差是正を図る幼稚園就園奨励費、すこやか子育て支援事業費補助金が主なものであります。

幼稚園費は1 億819万6,537円で、2 幼稚園の管理運営に伴うものであります。

5 項学校給食費は1 億1,979万9,589円で、10小中学校にかかわるものであります。

委員からは、天王小学校給食室給水配管更新工事についての質問があり、当局からは、給水配管にマンガンの付着により更新工事を行ったものとの説明がありました。

6 項社会教育費は2 億1,487万7,612円で、そのうち社会教育総務費は芸術文化協会等の社会教育関係団体活動費補助金と各分館運営費補助金、生涯学習推進費は生涯学習事

業の大会運営費、公民館費は施設管理費および公民館事業、文化財保護費は文化財の保護および環境整備、図書館費は管理運営および図書の整備が主なものであります。

7項社会体育費は2億6,842万5,785円で、そのうち保健体育総務費は体育指導委員報酬や全国大会出場祝金、各種団体への補助金で、体育振興費は各種スポーツ事業を実施するためのもので、体育施設費は28スポーツ施設の管理運営および環境整備が主なものであります。

国体事務局費1億217万9,692円は、国体リハーサル大会や兵庫国体視察、民泊協力会設立など、秋田わか杉国体潟上市実行委員会補助金であります。

委員からは、国体の民泊協力会や選手の受け入れ状況について質問が出され、当局からは、50地区の民泊協力会が設立され、現在は来会する選手名簿や輸送等の状況を確認していることなど、万全を期して国体成功に結びつけたいとの説明がありました。

認定第1号は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、文教常任委員会のご報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで文教常任委員会の報告を終わります。

以上をもちまして各常委員会の報告を終わります。

ただいま文教委員長より報告のありました議案第55号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第1号、平成18年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） 委員長、どうも御苦労さんです。

委員長報告の4ページの上段に、いわゆる保育料の収入未済額について詳しく書かれております。8月末現在で未納額が16万2,500円と、5名分となっておりますが、今後の対応ですね、例えば分割納税とかいろいろなご指導もあろうかと思いますが、どのような具体的なご指導があったのか、そこら辺、委員会でどのようにご審議されたのかお

伺います。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 6番藤原議員にお答えを致します。

今、私がこの説明したとおりですね、まずこの8月、18年度分の保育料収入は43万あったけれども13名分が現在は16万2,500円ということで5名分となっております。まず分割とかそういうものでやってきた関係で、今後の分割していくのかという詳しいことは、まず審査されませんでしたけれども、私の推測というか、この説明したとおりの形に今後はやはり一度に一括できなければこういう方法でやっていくものと、まず推察します。

○議長（藤原幸作） 6番、よろしいですか。

○6番（藤原幸雄） はい。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 委員長、お疲れさまです。

5ページに報告のありました学校教育環境適正化検討委員会についてちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、こういう検討委員会ですので潟上市の学校教育につきまして大変大きなテーマについて今検討していただいているということですが、既にこの会議ですね、何回開催していただいて、どういう議論が今進んでいるのかということをお聞きしたいこととですね、今後答申が出される予定ということで説明がありましたということですが、いつまで答申が出されるのか、この2つについてお聞きしたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 17番中川議員にお答え致します。

現在は諮問機関であるということで5回やる予定になっておりますけれども、現在は4回行っているということで、今後は10月中にはまず答申が出されるであろうと、このようなお話で、その諮問検討委員会で話された中身までは私たちは入っていきませんでしたので説明もありません。ですから先ほど私が説明したとおりの内容の、教育長の方から説明がありましたことをご報告致します。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 追加の確認で大変恐縮ですが、10月中に今答申が出てくるということですが、10月以降のですねスケジュールの確認なんですけれども、答

申が出た後にですね、こういう大きなテーマに対しての今答申が出てきますけれども、その後ですね、この文教常任委員会等々でですね、そのテーマについてその後どうされるのかという話し合いは委員会の中でありましたでしょうか。その確認をもう一度させていただきますと思います。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 17番中川議員にお答え致します。

そのような中身までは私たちは触れていきませんでした。ということは、答申、諮問機関のこの今の検討委員会がやはり答申した上でのいろんな各種そういう団体とかいろんな、当局ももちろん、私たちもいろんな議論をしなければならない点が出てくるかと思えますけれども、中川議員が言ったような話し合いは私はされないと思っております。ご理解ください。

○17番（中川光博） はい、質問を終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。9番。

○9番（佐藤義久） 今の質問と関連しますが、豊川小学校の改築基本設計委託および地質調査の委託でありますけれども、この辺の資料、書籍といいますか、等々の文教委員会の方で閲覧もしくは提供、提出の要望などありませんでしたでしょうか。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） そこまでは申しわけないけれども、先ほど17番中川議員に申したとおり、その後の話とか設計など詳しい資料についての提出とかそういう議論は出ませんでした。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

それでは、これより各補正予算案ならびに各決算認定を順次採決していきます。

これより議案第55号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）について採決致します。議案第55号についての各常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について、議案第56号についての社会厚生委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成19年度潟上市老人保健特別会計補正予算（案）について、議案第57号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について、議案第58号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）について、議案第59号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について、議案第60号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について、議案第61号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について、議案第62号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これより認定第1号、平成18年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第1号についての各常任委員長の報告は認定です。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

について、認定第2号についての社会厚生常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号、平成18年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号についての社会厚生常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号についての社会厚生常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号についての社会厚生常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号、平成18年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号、平成18年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号についての総務常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第10号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号、平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号についての総務常任委員長の報告は認定です。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第11号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第12号、平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号についての総務常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第12号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第13号、平成18年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第13号についての総務常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第13号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第14号、平成18年度潟上市水道事業会計決算の認定について、認定第14号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第14号は原案のとおり認定されました。

【日程第27、議案第63号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第27、議案第63号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第63号について当局より説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） ただいま上程されました議案第63号についてご説明します。

議案書の1ページですが、議案第63号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について、別冊のとおりでございます。

平成19年9月20日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書によりご説明します。1ページをお開き願います。

平成19年度潟上市一般会計補正予算（第4号）

平成19年度潟上市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ52万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億7,571万円とするものでございます。

はじめに、歳出についてご説明します。4ページをお開き願いたいと思います。

18款1項1目繰越金、補正前の額は4億3,546万7,000円で、補正額は52万5,000円でございます。計4億3,599万2,000円となるものでございます。これについては、歳出の財源となるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10款3項1目学校管理費ですが、補正前の額は1億1,039万5,000円で、補正額は52万5,000円であります。計1億1,092万円であります。

今回の補正の理由でございますが、天王中学校の重油地下タンクを点検したところ、加圧検査により注入管と吸引管が漏れておりまして、この関係が至急修理が必要になったというものであります。

この修理する場合の判定の基準は、圧力効果が試験圧力の2%以内であることに対しまして、結果3.1%がございました。いわゆる1.1%が超えていたということで、漏れているという判断がされたことによるものであります。

なお、今回追加した理由と致しましては、定期点検は毎年、地下タンクを設置している各小中学校の夏休みの期間中に点検を行っております。したがって、点検の報告書の提出されたのは夏休み後の9月29日でありました。こういうことで、今回の追加の補正となったものでございます。

以上であります。宜しく申し上げます。

失礼しました。「9月29日」と申し上げましたが「8月29日」に訂正していただきましたと思います。

以上であります。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

**【日程第28、潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任について】**

○議長（藤原幸作） 日程第28、潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。欠員による潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって10番赤平末次郎議員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ご異議なしと認めます。したがって、潟上市議会広報編集特別委員会の委員には赤平末次郎議員を選任することに決定しました。

**【日程第29、発議第6号 教会施設供用に伴う申し入れについて】**

○議長（藤原幸作） 日程第29、発議第6号、教会施設供用に伴う申し入れについてを議題とします。

本件について提案説明を求めます。5番。

○5番（澤井昭二郎） 発議第6号、教会施設供用に伴う申し入れについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議会では、大山ねずの命神示教会の教会施設建設については、住民からの懸念事項

を払拭することを目的として特別委員会を設置し、関係者からの聞き取り調査、教会からは懸念事項に対する対応を質疑応答して報告書にまとめ、教会に送付して、その推移を見守っておりました。

このたび教会施設が竣工開所予定との報告があったことから、本議会での特別委員会を設置した「懸念事項を払拭する」という最大の目的を再度確認し、さらに旧天王町時代から長年にわたって地域を二分してきたこの問題の重さ、加えて地域住民が未来永劫、平和で安心して暮らしていくという観点から、開所するにあたり改めて教会に文書によりその対応について申し入れを行うものであります。

内容は別紙のとおりでございますが、教会の真摯なる対応と姿勢を心から要望して申し入れするものであります。

以上が提案理由の説明であります。

○議長（藤原幸作） これから本件について質疑を行います。質疑ありませんか。13番。

○13番（佐藤 昇） まずもって議長さんに、このことにつきましては幅広く議員各位から議論させていただきたいというふうに思っております。

私はこの件の供用開始の申し入れについては、その必要がないのではないかとこう思う一人でございます。と申しますのは、先ほど議運の委員長の報告にもありましたように、旧の天王町においては相当議会全体でも議論しましたし、そして特別委員会も開きました。そしてまた、さらに潟上市になってからも特別委員会を開いて、そして詰めに詰めた結果もこのような形で報告されております。その中身につきましては、教会と、そして市といろいろ覚書を交わした経緯も3者でありまして、それは問題の事項はすべて今まで一貫して問題点は大体共通しておりました。そして、これからもその監督指導は市でも当然行うことでありまして、特別委員会も他県まで研修に行っている幅広く見たり議論したりした、そして詰めた報告もされておりますので、私は万全な体制で教会と、そして教会と地元との、そして教会と市がいわゆる覚書を交わして結果的にはあのような今間もなく開所するという段階の中で、再度再度、議会としてもまた同じようなことを申し入れするということは私はその必要がないのではないかとこのものでございますので、申し上げます。

○議長（藤原幸作） 5番。

○5番（澤井昭二郎） 申し入れのことには先ほども提案で説明はしておりますけれども、教会に行って対応、質疑、応答してもお願いしております。しかし、それはあくまでも

口頭であります。それで、いよいよ開所するにあたり、地域住民の不安の払拭をするために改めて書面により申し入れをするというものであります。ご理解をお願いします。

○議長（藤原幸作） 1 番。

○1 番（千田正英） まずこの件につきまして、今朝議会に来たところ、この書類が、今日でなかったか、今日の朝見ましたけれども、それで今私もこれずっと読んでおりますとですね、まずこの調査特別委員会の報告書ですね、これをまず精査して、これで地域住民の懸念事項を払拭できるんじゃないかと私はこう思っておりますけれども。だから、今回の教会と地域とですね当局と協議してやはり話し合っていくべきだと思います。

○議長（藤原幸作） 5 番。

○5 番（澤井昭二郎） 教会と当局はそういう形で結構でしょうが、議会としてあくまでも申し入れするという事です。ご確認をお願いします。

○議長（藤原幸作） 後で、これは採決致します。

○9 番（佐藤義久） 今、議事進行している間に質疑であるのか、反対討論であるのか、賛成なのか、ちょっとわかりません。

○議長（藤原幸作） 今、質疑と申し上げておりますので、いわゆる提案に対する質疑ということでご理解賜りたいと思います。11番。

○11 番（藤原典男） 今これ提案されておりますけれども、この文書の中身について調査特別委員会で前に行ったときに、やはり文書で申し入れて、やはり向こうの方からも文書で回答なりはもらっているはずなんです。ですから、ああいうふうに調査特別委員会の報告ということになっていると思うんですね。そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（藤原幸作） 5 番。

○5 番（澤井昭二郎） 特別委員会のは、あくまでも報告書として送付したものであります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。13番。

○13 番（佐藤 昇） 特別調査委員会の報告書の中に「懸念材料とするものは、ぜひ改善いただきたい」ということも含まれておったと私は解釈しておりますし、この後段のこの文書の一面の中で、「特別委員会の設置の最大の目的を改めて確認するとともに」ということはどういうことなんでしょうか、ということも一つの要素かと思っておりますし、結局は特別委員会で議会全体が集約して特別委員会を設けて、詰めに詰めて重ねていわゆる結論を出したということはちゃんと教会に届いていると思うんです。私はそう認

識しております。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時16分 休憩

.....

午後 2時18分 再開

○議長（藤原幸作） それでは会議を再開致します。

これから教会施設供用に伴う申し入れについてを採決致します。この採決は起立によって行います。教会施設供用に伴う申し入れについて原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立少数です。したがって、教会施設供用に伴う申し入れについては否決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

なお、皆さんのお手元にあきた湖東農協代表理事組合長勝田 誠さんから、大雨による冠水と農作物被害救済措置に関する要望書が先ほど議会の方に出されております。これは緊急でございますので、この中は2点ございまして、借入金の利子補給ならびに県への働きかけ、2点めは流木等の処理支援等ということでございますが、これについてはみなみ農協からまだ来ておりませんが、そのことと合わせまして議長に一任願いたいと思っておりますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） それでは議長に一任させていただきます。

これにて平成19年第3回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

---

午後 2時19分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤原 幸作

〃 署名議員 千田 正英

〃 署名議員 戸田 俊樹